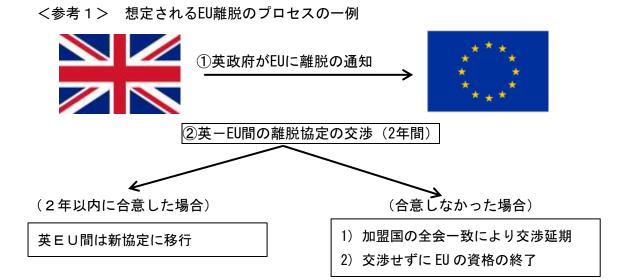
離脱の場合のプロセス

〇リスボン条約上は、仮に国民投票の結果が離脱多数となった場合においても、直ちにEUからの離脱は生じず、<u>英国によるEU脱退の</u> 「通告」から2年後にEU法は効力を失うこととなる(ただし、加盟 国の全会一致により延長も可能)。



【出典】Brussels European and Global Economic Laboratory (ブリューゲル)

<参考2>リスボン条約第50条

- 1. いかなる加盟国も、その憲法の求めに応じ欧州連合から脱退を決意することができる。
- 2. 脱退を決めた加盟国は<u>欧州理事会にその意向を伝えることが求められる</u>。欧州連合は、欧州 理事会から示された指針を考慮し、脱退の手順についての取り決めと脱退後の欧州連合との関 係の枠組みについて、当該加盟国と協議し、結論を下す。~(中略)~ 上記の合意は欧州議 会の同意を得た後に、欧州連合に代わって欧州理事会が条件付多数決で決議する。
- 3. 脱退後の発行日もしくは第2項で記された(加盟国の脱退の意思の)通知から2年が経過した後、欧州理事会が当該国との合意の下で上記期限の延長を全会一致で決議する場合を除いて、当該国に対する(欧州連合に係る)条約適用は停止される。